

四半期報告書

(第18期第1四半期)

自 平成22年4月 1日

至 平成22年6月30日

株式会社ガーラ

東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	24
(4) ライツプランの内容	24
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(6) 大株主の状況	25
(7) 議決権の状況	25

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	29
(2) 四半期連結損益計算書	31
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	32

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第18期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第17期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	1,005,158	1,150,426	4,247,609
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	134,121	△22,878	278,651
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	94,625	△191,621	121,710
純資産額(千円)	2,705,003	2,953,712	3,446,269
総資産額(千円)	4,019,432	4,456,445	4,872,523
1株当たり純資産額(円)	26,127.31	26,343.08	30,673.01
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	963.31	△1,803.84	1,183.00
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	1,171.15
自己資本比率(%)	63.9	62.8	66.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	143,778	203,878	283,069
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△286,895	△543,462	△1,201,295
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	329,818	119,265	901,501
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,064,795	551,954	841,556
従業員数(人)	359	458	449

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期連結会計期間は、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当第1四半期連結会計期間は、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (ドル)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Gala-Net Brazil Ltd.	ブラジル サンパウ ロ州	300,000	オンラインゲーム 運営	100 (99.9)	役員の兼任2名

- (注) 1. 議決権の()内は間接所有割合で内数であります。
2. 当第1四半期連結会計期間末時点では、資本金の払込みが完了していません。

また、連結子会社のAeonsoft Inc.を存続会社、連結子会社のnFlavor Corp.を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。なお、Aeonsoft Inc.は平成22年7月1日をもって、Gala Lab Corp.に名称を変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	458 (8)
----------	---------

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	18
----------	----

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注実績については、当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日本 (千円)	256,477	—
米国 (千円)	261,528	—
欧州 (千円)	523,425	—
韓国 (千円)	108,994	—
合計 (千円)	1,150,426	—

(注) セグメント間の取引については相殺消去をしております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における当社グループのおかれる、インターネット業界におきましては、各国においてブロードバンドの普及を背景に、個人の生活にインターネットが浸透し、オンラインゲームの利用者数、ブログやSNSなどを利用した個人からの情報発信が引き続き増加しております。

当社グループの当第1四半期連結会計期間における業績の概況は以下のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、1,150,426千円（前年同四半期比14.5%増）となり、日米欧の各国において前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間に投入した新規タイトルが徐々に寄与してきたことに加え、韓国でもポータルサイト「gPotato.kr」の運営事業を開始したことから前期比増収となり、四半期ベースでの過去最高の売上高となりました。

しかし、各地域での新規タイトル投入や韓国におけるポータルサイト「gPotato.kr」の立ち上げに伴う販売促進費等の先行コストが発生したことに加え、「Flyff Online」のシステムトラブルが一時的に発生したことにより、営業損失は26,190千円（前年同四半期営業利益154,530千円）、経常損失22,878千円（前年同四半期営業利益134,121千円）となり、自社開発ゲーム「Airmatch」の開発中止に伴い減損損失225,909千円を計上した結果、連結四半期純損失191,621千円（前年同四半期四半期純利益94,625千円）となりました。

①オンラインゲーム事業

当社連結子会社Gala-Net Inc.（米国）においては、当第1四半期連結会計期間に「Aika Online」の商業化を開始いたしました。ポータルサイト「gPotato.com」の登録会員数は800万人突破（平成22年7月3日現在）し、また、Gala-Net Brazil Ltd.を設立し、再成長に向けての準備を行いました。

当社連結子会社㈱ガーラジャパン（日本）においては、当第1四半期連結会計期間に「Flyff Online」及び「Iris Online」の商業化を開始いたしました。

当社連結子会社Gala Networks Europe Ltd.（欧州）においては、当第1四半期連結会計期間にポータルサイト「gPotato.eu」の登録会員数が500万人突破（平成22年8月8日現在）し、ポータルサイトを改善するため、韓国に海外事務所を設立するための準備を行うなど、さらなる成長に向けて体制を整えました。

当社連結子会社Aeonsoft Inc.ならびにnFlavor Corp.（韓国）の当第1四半期連結会計期間においては、ポータルサイト「gPotato.kr」を立ち上げ、運営事業を開始し、自社開発タイトル「iL:Soulbringer」のオープンβ版サービス提供を開始いたしました。また、平成22年6月30日に両社の合併を行い、今後の開発強化及び効率的な運営のための基盤整備を行いました。

その結果、当第1四半期連結会計期間のオンラインゲーム事業の売上高は、1,023,354千円（前年同四半期比13.8%増）となりました。

②その他事業

当社連結子会社㈱ガーラバズにおいて、インターネット全体を対象とした広範囲なデータの収集・分析により、企業に対して有益なマーケティング情報やリスク情報を収集し、報告するモニタリングサービス「e-マイニング」を提供しております。

また、当社連結子会社㈱ガーラウェブにおいて、オンライン・コミュニティの運営受託やウェブサイトの構築・運営を受託するサービスを提供しております。

その他事業の当第1四半期連結会計期間の売上高は、127,072千円（前年同四半期比20.0%増）となりました。

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

①日本

日本では、オンラインゲーム事業において、4月に「Flyff Online」、6月に「Iris Online」の商業化を開始した結果、当社及び連結子会社による売上高は324,112千円（内部取引を含む）となりましたが、先行して人件費及び販売促進費が発生したため、営業損失が9,615千円（内部取引を含む）となりました。

②米国

米国では、オンラインゲーム事業において、4月に「Aika Online」の商業化を開始した結果、連結子会社 Gala-Net Inc. による売上高は261,584千円（内部取引を含む）となりましたが、先行して人件費及び販売管理費が発生したため、営業損失が34,933千円（内部取引を含む）となりました。

③欧州

欧州では、オンラインゲーム事業において、前連結会計年度に商業化を開始した新規タイトルのプロモーションに注力した結果、連結子会社Gala Networks Europe Ltd. による売上高は523,425千円、営業利益が80,378千円（内部取引を含む）となりました。

④韓国

韓国では、オンラインゲーム事業において、連結子会社であるAeonsoft Inc. においてゲームポータルサイト「gPotato.kr」を立ち上げ、運営事業を開始し、「武林英雄」の商業化を開始いたしました。また連結子会社であるnFlavor Corp. において、自社開発タイトル「iL:Soulbringer」のオープンβ版サービス提供を開始いたしました。その結果、売上高は288,158千円（内部取引を含む）となり、ポータルサイト開設等に関わる先行費用が発生した結果、営業損失が433千円（内部取引を含む）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、551,954千円（前年同四半期は1,064,795千円）となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、得られた資金が203,878千円（前年同四半期は143,778千円増加）となりました。収入の主な内訳は固定資産減損損失225,909千円や減価償却費104,927千円であり、支出の主な内訳は、税金等調整前四半期純損失224,787千円であります。

②投資活動によるキャッシュ・フローの状況

投資活動によるキャッシュ・フローは、543,462千円の資金使用（前年同四半期は286,895千円の資金使用）となり、これは主に固定資産の取得によるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フローの状況

財務活動によるキャッシュ・フローは、119,265千円の資金獲得（前年同四半期は329,818千円の資金獲得）となりました。これは主に短期借入による収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループでは、以前から進めてきております収益構造の転換が進んだことにより、収益の事業構成比が大きく変動いたしました。

当社グループは、更なる収益基盤の強化に取り組んでおり、今後も継続的な収益の見込めるオンラインゲーム事業の拡大に努めてまいります。オンラインゲーム事業におけるサービス提供準備や商業化のスケジュールが遅延する等の変動要因が、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、オンラインゲーム事業拡大に伴う資本提携により当社グループの構成や損益構成の変化が、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、「オンライン・コミュニティ」を中心としてビジネス展開を行い、継続的な収益の拡大を実現するため、オンラインゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築にむけて取り組んでまいります。

オンラインゲーム事業におきましては、北米・欧州のPC向けオンラインゲーム市場は引き続き拡大することが見込まれており、また、その他オンラインゲーム市場の拡大が見込まれる地域でも、当社グループとして、連結子会社の提供するオンラインゲームタイトルの増加、連結子会社が開発したオンラインゲームの他地域へのライセンス展開を行っていく予定であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

インターネット環境が日々進化し普及率が高まるにつれて、個人消費者におけるインターネット環境が向上し、人々の関わり方にも変化がもたらされています。

当社グループにおきましては、インターネットにおけるコミュニティ関連サービスの提供を通じて、世界中の人々の交流を促進し、地球規模での人と人との交流を大切にしたいと考えております。インターネットにおける人々のコミュニケーションの促進を図るオンラインゲームを中核とするオンライン・コミュニティを中心としたビジネスをグローバルに展開し、リーディングカンパニーとなるための競争優位性の確立期と認識しております。

中長期的には以下の戦略において事業展開を計画しております。

①オンラインゲーム事業

欧米言語圏（主な地域としては、北米、欧州、南米）でのMMORPGを中心としたゲームポータルサービスの確立を目指します。今後もグループ会社を中心に優良なオンラインゲームを開発し、サービス提供することにより、継続的かつ高収益を目指し、グローバルなオンラインゲームカンパニーの地位の早期確立を目指します。

さらに、国内オンラインゲームサービスの収益向上を目指します。

②データマイニング事業

当社グループの提供するデータマイニングの収益及び販売体制の拡大を目指します。

リスクモニタリングサービスにおいては、現在シェアNo.1のサービスとなっておりますが、サービスの品質向上に努め、更なる収益の拡大を図ってまいります。

③コミュニティ・ソリューション事業

当社の提供するコミュニティのソリューションビジネスにおける更なる拡充及び効率化を目指します。「オンライン・コミュニティ」の確立により派生する新たなサービスを、既存のサービスと相互に関連させることにより、当社グループのビジネスへの展開を目指しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	392,920
計	392,920

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	106,230	106,230	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	106,230	106,230	—	—

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 会社法に基づき発行した新株予約権

平成19年6月23日開催の定時株主総会特別決議及び平成19年8月15日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	114,650(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 114,650 資本組入額 57,325
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

② 会社法に基づき発行した新株予約権

平成19年6月23日開催の定時株主総会特別決議及び平成19年8月15日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	204(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	114,650(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 114,650 資本組入額 57,325
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。2ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

③ 会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日開催の定時株主総会特別決議及び平成20年7月30日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,560(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,560(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月16日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 48,000 資本組入額 24,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日開催の定時株主総会特別決議及び平成20年7月30日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,855(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,855(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,000(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月16日 至 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 48,000 資本組入額 24,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑤ 会社法に基づき発行した新株予約権

平成20年6月28日開催の定時株主総会特別決議及び平成20年11月13日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	430(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,973(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月21日 至 平成26年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,973 資本組入額 25,487
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑥ 会社法に基づき発行した新株予約権

平成21年6月27日開催の定時株主総会特別決議及び平成21年7月15日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	97,700(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月31日 至 平成27年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 97,700 資本組入額 48,850
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場

合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑦ 会社法に基づき発行した新株予約権

平成21年6月27日開催の定時株主総会特別決議及び平成21年7月15日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	445(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	445(注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	97,700(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月31日 至 平成27年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 97,700 資本組入額 48,850
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記5 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年4月1日 ～ 平成22年6月30日	—	106,230	—	2,171,582	—	311,151

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 106,230	106,320	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	106,230	—	—
総株主の議決権	—	106,230	—

② 【自己株式等】

当第一四半期連結会計期間末において、自己株式は保有しておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	73,500	69,400	50,800
最低（円）	50,100	41,050	38,000

（注）株価は、大阪証券取引所（ニッポン・ニュー・マーケット—「ヘラクレス」）におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	551,954	841,553
受取手形及び売掛金	223,465	231,583
預け金	17,282	18,590
その他	457,998	493,648
貸倒引当金	△2,240	△1,779
流動資産合計	1,248,460	1,583,596
固定資産		
有形固定資産	※1 332,693	※1 277,357
無形固定資産		
ソフトウェア	951,774	1,241,520
のれん	1,119,992	993,424
その他	436,000	462,184
無形固定資産合計	2,507,768	2,697,129
投資その他の資産		
破産更生債権等	155,000	155,000
その他	367,522	314,440
貸倒引当金	△155,000	△155,000
投資その他の資産合計	367,522	314,440
固定資産合計	3,207,984	3,288,927
資産合計	4,456,445	4,872,523
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	120,821	137,384
短期借入金	359,801	213,200
1年内返済予定の長期借入金	100,008	100,008
前受金	207,117	183,689
未払法人税等	20,623	32,097
決済キャンセル引当金	2,293	2,639
賞与引当金	11,268	34,665
その他	429,984	403,291
流動負債合計	1,251,919	1,106,976
固定負債		
長期借入金	91,650	116,652
退職給付引当金	69,532	84,121
その他	89,631	118,504
固定負債合計	250,813	319,278
負債合計	1,502,732	1,426,254

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,171,582	2,171,582
資本剰余金	700,041	700,041
利益剰余金	493,844	685,465
株主資本合計	3,365,468	3,557,089
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△10,215	3,995
為替換算調整勘定	△556,827	△302,691
評価・換算差額等合計	△567,042	△298,695
新株予約権	155,286	171,845
少数株主持分	—	16,030
純資産合計	2,953,712	3,446,269
負債純資産合計	4,456,445	4,872,523

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	1,005,158	1,150,426
売上原価	130,051	251,192
売上総利益	875,106	899,234
販売費及び一般管理費	*1 720,575	*1 925,424
営業利益又は営業損失(△)	154,530	△26,190
営業外収益		
受取利息	2,286	973
為替差益	—	6,705
その他	423	539
営業外収益合計	2,710	8,218
営業外費用		
支払利息	4,783	4,629
為替差損	16,316	—
その他	2,019	276
営業外費用合計	23,119	4,905
経常利益又は経常損失(△)	134,121	△22,878
特別利益		
固定資産売却益	—	120
新株予約権戻入益	—	31,347
その他	—	528
特別利益合計	—	31,995
特別損失		
固定資産売却損	208	—
減損損失	—	225,909
契約解除損失	12,891	—
その他	—	7,995
特別損失合計	13,100	233,905
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	121,020	△224,787
法人税、住民税及び事業税	18,985	10,772
法人税等調整額	4,012	△43,938
法人税等合計	22,997	△33,166
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△191,621
少数株主利益	3,397	—
四半期純利益又は四半期純損失(△)	94,625	△191,621

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	121,020	△224,787
減価償却費	61,371	104,927
減損損失	—	225,909
のれん償却額	38,716	44,506
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,572	△21,128
貸倒引当金の増減額(△は減少)	650	642
退職給付引当金の増減額(△は減少)	10,083	△3,677
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,502	—
株式報酬費用	17,100	18,026
受取利息及び受取配当金	△2,286	△973
支払利息	4,783	4,629
有形固定資産除却損	—	6,012
有形固定資産売却損益(△は益)	—	△120
無形固定資産売却損益(△は益)	208	—
新株予約権戻入益	—	△31,347
売上債権の増減額(△は増加)	22,980	△13,651
仕入債務の増減額(△は減少)	23,383	18,902
前受金の増減額(△は減少)	36,220	41,317
その他	△155,271	78,664
小計	188,038	247,853
利息及び配当金の受取額	994	81
利息の支払額	△2,312	△4,385
法人税等の支払額	△42,942	△39,670
営業活動によるキャッシュ・フロー	143,778	203,878
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,530	△69,929
有形固定資産の売却による収入	—	519
無形固定資産の取得による支出	△234,244	△216,884
関係会社株式の取得による支出	—	△187,104
営業譲受による支出	—	△47,428
差入保証金の差入による支出	△15,337	△2,300
差入保証金の回収による収入	502	51,255
長期前払費用の取得による支出	△120	△480
貸付けによる支出	△2,163	△71,100
その他	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△286,895	△543,462
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	39,239	146,601
長期借入れによる収入	300,000	—
リース債務の返済による支出	—	△2,333
長期借入金の返済による支出	△9,420	△25,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	329,818	119,265
現金及び現金同等物に係る換算差額	26,996	△69,283
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	213,697	△289,601
現金及び現金同等物の期首残高	851,098	841,556
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,064,795	※1 551,954

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、nFlavor Corp. は連結子会社Aeonsoft Inc. を存続会社として吸収合併いたしました。その結果、nFlavor Corp. は消滅し、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、当第1四半期連結会計期間に設立いたしました Gala-Net Brazil Ltd. は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社数 6社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失がそれぞれ142千円増加し、税金等調整前四半期純損失が2,125千円増加しております。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 285,762千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 307,167千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																																		
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりとなっております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給料手当</td><td style="text-align: right;">199,469千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">38,716千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却費</td><td style="text-align: right;">29,710千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">12,642千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">11,005千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">6,502千円</td></tr> <tr><td>権利金償却</td><td style="text-align: right;">4,783千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,784千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">658千円</td></tr> </table>	給料手当	199,469千円	のれん償却額	38,716千円	ソフトウェア償却費	29,710千円	減価償却費	12,642千円	賞与引当金繰入額	11,005千円	役員退職慰労引当金繰入額	6,502千円	権利金償却	4,783千円	退職給付引当金繰入額	3,784千円	貸倒引当金繰入額	658千円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりとなっております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給料手当</td><td style="text-align: right;">280,508千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">44,506千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア償却費</td><td style="text-align: right;">39,319千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">14,812千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">11,679千円</td></tr> <tr><td>権利金償却</td><td style="text-align: right;">8,907千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">3,854千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">337千円</td></tr> </table>	給料手当	280,508千円	のれん償却額	44,506千円	ソフトウェア償却費	39,319千円	減価償却費	14,812千円	賞与引当金繰入額	11,679千円	権利金償却	8,907千円	退職給付引当金繰入額	3,854千円	貸倒引当金繰入額	337千円
給料手当	199,469千円																																		
のれん償却額	38,716千円																																		
ソフトウェア償却費	29,710千円																																		
減価償却費	12,642千円																																		
賞与引当金繰入額	11,005千円																																		
役員退職慰労引当金繰入額	6,502千円																																		
権利金償却	4,783千円																																		
退職給付引当金繰入額	3,784千円																																		
貸倒引当金繰入額	658千円																																		
給料手当	280,508千円																																		
のれん償却額	44,506千円																																		
ソフトウェア償却費	39,319千円																																		
減価償却費	14,812千円																																		
賞与引当金繰入額	11,679千円																																		
権利金償却	8,907千円																																		
退職給付引当金繰入額	3,854千円																																		
貸倒引当金繰入額	337千円																																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)														
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">912,524千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">164,888千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,077,413千円</td> </tr> <tr> <td>拘束性のある預け金</td> <td style="text-align: right;">12,617千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,064,795千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	912,524千円	預け金	164,888千円	計	1,077,413千円	拘束性のある預け金	12,617千円	現金及び現金同等物	1,064,795千円	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">551,954千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">551,954千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	551,954千円	現金及び現金同等物	551,954千円
現金及び預金勘定	912,524千円														
預け金	164,888千円														
計	1,077,413千円														
拘束性のある預け金	12,617千円														
現金及び現金同等物	1,064,795千円														
現金及び預金勘定	551,954千円														
現金及び現金同等物	551,954千円														

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,230株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

155,286千円

(親会社 111,304千円 連結子会社 43,982千円)

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

前第1四半期連結累計期間においては、提出会社及び連結子会社は、インターネット関連事業を事業内容としており、販売形態から見て単一セグメントのため、記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	183,082	234,770	496,154	91,150	1,005,158	—	1,005,158
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	17,678	58	—	211,791	229,527	(△229,527)	—
計	200,760	234,828	496,154	302,941	1,234,685	(△229,527)	1,005,158
営業利益又は営業損失(△)	△68,549	△50,344	150,191	126,561	157,858	△3,328	154,530

(注) 1. 国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	米国	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(千円)	234,770	496,154	91,150	822,075
II 連結売上高(千円)	—	—	—	1,005,158
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	23.4	49.4	9.1	81.8

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 米国・・・アメリカ合衆国

(2) 欧州・・・アイルランド

(3) アジア他・・・韓国・中国・台湾・香港・フィリピン・タイ・チリ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4. オンラインゲーム事業に関する売上高は、パブリッシャーの所在する国又は地域別に集計しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者（グループCEO）が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはインターネット関連事業を事業内容としており、国内、米国、欧州、韓国の各地域を現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱うサービスについて各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、サービス体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「米国」、「欧州」及び「韓国」の4つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主な事業は以下のとおりであります。

日本：オンラインゲームのパブリッシング事業、データマイニング事業、コミュニティ・ソリューション事業

米国：オンラインゲームのパブリッシング事業

欧州：オンラインゲームのパブリッシング事業

韓国：オンラインゲームのパブリッシング事業及びオンラインゲームの開発並びにライセンス事業

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計
	日本	米国	欧州	韓国	計	
売上高						
（1）外部顧客への売上高	256,477	261,528	523,425	108,994	1,150,426	1,150,426
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高	67,634	55	—	179,163	246,853	246,853
計	324,112	261,584	523,425	288,158	1,397,280	1,397,280
セグメント利益又はセグメント損失(△)	△9,615	△34,933	80,378	△433	35,395	35,395

（注）報告セグメントの国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	35,395
その他の区分損益	△198,597
セグメント間取引消去	△61,585
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	△224,787

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「韓国」セグメントにおいて、開発中のゲーム、「Airmatch」について、将来の収益が見込めないと判断し、開発を中止し、上記資産グループの帳簿価額を全額減額しました。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては225,909千円であります。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(有価証券関係)

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	55千円
販売費及び一般管理費	17,971千円
特別利益の新株予約権戻入益	31,347千円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

共通支配下の取引等

1. nFlavor Corp. を完全子会社とするための株式の追加取得

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：nFlavor Corp.

事業の内容：オンラインゲームの開発、運営

② 企業結合日

平成22年4月23日

③ 企業結合の法的形式

現金による株式の追加取得

④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、nFlavor Corp. の一部株主から株式を取得し、その対価として現金を交付いたしました。この結果、nFlavor Corp. は完全子会社となりました。

当該取引は、当社グループが展開するオンラインゲーム事業戦略において、グループ内最大のデベロッパーである韓国連結子会社nFlavor Corp. を完全子会社化することで、当社グループの収益効率化やパブリッシング及び開発機能の効率化を高めグループ全体でのオンラインゲーム事業のサービス提供体制の強化を目的としたものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として会計処理を実施いたしました。

(3) 子会社株式追加取得に関する事項

① 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価(すべて現金支出) 187,104千円

取得原価 187,104千円

② 発生したのれんの金額

171,074千円

③ のれんの発生した原因

子会社株式の追加取得の取得原価と、当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

④ 償却方法及び償却期間

10年間の均等償却

2. Aeonsoft Inc. によるnFlavor Corp. の吸収合併

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称：Aeonsoft Inc.

事業の内容：オンラインゲームの開発、運営

被結合企業

名称：nFlavor Corp.

事業の内容：オンラインゲームの開発、運営

② 企業結合日

平成22年6月30日

③ 企業結合の法的形式

Aeonsoft Inc. を存続会社、nFlavor Corp. を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

Aeonsoft Inc. (なお、平成22年7月1日をもって、Gala Lab Corp. に名称変更しております。)

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、当社グループが展開するオンラインゲーム事業戦略に基づき、開発並びに韓国におけるパブリッシング体制を一社に集約し、販売力の強化や間接業務の効率化を目的とした吸収合併を行いました。

なお、本吸収合併においては、当社の完全子会社同士の合併であり、新株式の発行及び合併交付金の支払は行っておりません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離

等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 26,343.08円	1株当たり純資産額 30,673.01円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 963.31円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 —	1株当たり四半期純損失金額 △1,803.84円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間は、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下とおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	94,625	△191,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	94,625	△191,621
期中平均株式数(株)	98,230	106,230
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月6日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績並びに第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

株式会社ガーラ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 菊川 暁
【最高財務責任者の役職氏名】	グループCFO 櫻井 祐一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役グループCEO菊川暁及び当社グループCFO櫻井祐一は、当社の第18期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。